

令和4年3月16日

◎下村委員長 ただいまから総務委員会を開会いたします。

(13時29分開会)

◎下村委員長 御報告いたします。

昨日の委員会においての坂本委員からの御質問に対し、教育委員会から補足説明の申し出がっておりますので、これを受けることにします。

◎小笠原教育政策課長 昨日、放射線の副読本並びに経済産業省等が作成したチラシの配布につきましてお尋ねがございました。その経緯等につきまして御報告させていただきます。

まず、昨年7月に、文部科学省から県教育委員会の担当課宛てに放射線副読本の配布希望につきまして調査がありました。その調査の内容は、この副読本を紙での配布を希望するか、あるいは電子データで閲覧という形で希望するか、また紙での配布を希望する場合は部数でありますとか、配布先の学校名、住所を一覧表にしてまとめるといった内容の依頼がございました。

この副読本自体は文部科学省が10年ほど前から各学校に配布をしておるもので、今年も例年どおりの照会が行われたというところでございます。また、この7月時点では、経済産業省等のチラシのことは一切触れられておりませんでした。この7月の調査照会を受けまして、県教育委員会から市町村教育委員会へメールを回送し、市町村教育委員会におきまして学校別の配布の部数や住所等の一覧表を作成し、これを県教育委員会で取りまとめて、文部科学省へ提出したという流れでございます。

その後、昨年12月に各学校へ直接、経済産業省資源エネルギー庁、そして復興庁が作成したチラシが、この副読本と一緒に学校のほうに直接配布されたということでございます。また、県教育委員会にも同じ資料が送られております。この経済産業省等のチラシの配送は今回が初めてのことでありまして、事前に連絡はなかったということでもあります。私からの報告は以上でございます。

◎下村委員長 質疑を行います。

◎坂本委員 県教育委員会としては、こういったものを送りましたよというのが、後から県教育委員会にもチラシを送られてきて、こういうものが各学校に直接送られたということが分かったということですよ。その際に、このチラシが各学校に送られて、これがまた副読本と一緒に使われることについてどうなのかとかいうようなことについての検討はされませんでしたか。

◎小笠原教育政策課長 その点については、検討はしてございません。

◎坂本委員 それは事前の調査の副読本とはまた違うものが送られていたわけで、それに対して昨日ちょっと中根委員が言われた、そこに記載されていることに疑義があると思わ

れるような内容もあるわけで、そういったことが果たして直接小学校で副読本とともに使われていいのかどうかというようなことについて、やっぱり県教育委員会として知っておく必要というのはいないんですか。

◎小笠原教育政策課長 国のほうで有識者の方々も交えてつくられた資料ですので、この政府のクレジットでつくられた資料につきまして、そういった私どものほうで何か、あらかじめそれについてこれはどうだというようなことは、なかなかやっぱり考えづらいというのが現状ではあります。

◎坂本委員 ここでいろいろやり取りしてもあれですので、最後に一つだけお聞きしたいのは、結局、全校に配布されていたんでしょうか。

◎小笠原教育政策課長 電子データでの閲覧を希望する学校がおよそ3割ぐらいはございます。配布されていないところは電子データの閲覧という形で、希望すればそれをホームページから見るができるというような形になっておるかと思えます。

◎坂本委員 3割程度は電子データで申請して、後の7割はもう全て紙媒体で受け取っていたということでしょうか。

◎小笠原教育政策課長 そうでございます。

◎中根委員 そしたら、その紙媒体のところも電子データのところも、100%、経済産業省のチラシも各校に送られているんでしょうか。

◎小笠原教育政策課長 紙媒体で送られているところは、基本的に全てチラシも同封されていると理解しております。

◎中根委員 電子データのところは。

◎小笠原教育政策課長 電子データは閲覧が可能なものですので、それを見ることができるという状態だと。チラシの電子データです。ホームページのほうから閲覧ができるということだと思います。

◎西内（隆）副委員長 私たち、手元にないのでちょっと分からないのですが、ちなみに要約するとどういう内容が書かれてあったんですか。要約でかまいません。

◎小笠原教育政策課長 一つは、このALPS処理水につきまして、知ってほしい3つのことということで、誤った情報に惑わされないためにということを目的としまして、トリチウムは身の回りにたくさんあるということ。これが雨水、海水、水道水などにも、もちろん私たちの体中にも存在するという。そしてトリチウムの健康への影響は心配がないということ。そして、処理水につきましては、トリチウム以外の放射性物質については、世界共通の安全性確保の考えに基づいて、規制基準を満たすまで取り除いた上で流すということ、大幅に全て海へ流せるということ。そして、海外でも既に海にこういった処理水を流しているということ。そういったことがこのチラシの中には触れられております。

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、教育委員会を終わります。

《採決》

◎**下村委員長** これより採決を行います。今回は議案数34件で、予算議案16件、条例その他議案16件、報告議案2件であります。

それでは、採決を行います。

第1号令和4年度高知県一般会計予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**下村委員長** 挙手多数であります。よって、第1号議案は賛成多数をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第2号令和4年度高知県収入証紙等管理特別会計予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**下村委員長** 全員挙手であります。よって、第2号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第3号令和4年度高知県給与等集中管理特別会計予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**下村委員長** 全員挙手であります。よって、第3号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第4号令和4年度高知県旅費集中管理特別会計予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**下村委員長** 全員挙手であります。よって、第4号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第5号令和4年度高知県用品等調達特別会計予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**下村委員長** 全員挙手であります。よって、第5号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第6号令和4年度高知県会計事務集中管理特別会計予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**下村委員長** 全員挙手であります。よって、第6号議案は全会一致をもって原案どおり

可決することに決しました。

次に、第7号令和4年度高知県県債管理特別会計予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**下村委員長** 全員挙手であります。よって、第7号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第19号令和4年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**下村委員長** 全員挙手であります。よって、第19号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第24号令和3年度高知県一般会計補正予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**下村委員長** 全員挙手であります。よって、第24号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第25号令和3年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**下村委員長** 全員挙手であります。よって、第25号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第26号令和3年度高知県旅費集中管理特別会計補正予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**下村委員長** 全員挙手であります。よって、第26号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第27号令和3年度高知県用品等調達特別会計補正予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**下村委員長** 全員挙手であります。よって、第27号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第28号令和3年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**下村委員長** 全員挙手であります。よって、第28号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第29号令和3年度高知県県債管理特別会計補正予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**下村委員長** 全員挙手であります。よって、第29号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第40号令和3年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**下村委員長** 全員挙手であります。よって、第40号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第44号高知県動物愛護基金条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**下村委員長** 全員挙手であります。よって、第44号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第45号高知県行政書士法関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**下村委員長** 挙手多数であります。よって、第45号議案は賛成多数をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第46号高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**下村委員長** 全員挙手であります。よって、第46号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第47号高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**下村委員長** 挙手多数であります。よって、第47号議案は賛成多数をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第48号知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案を原案どお

り可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**下村委員長** 全員挙手であります。よって、第48号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第49号職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**下村委員長** 挙手多数であります。よって、第49号議案は賛成多数をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第50号高知県部設置条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**下村委員長** 挙手多数であります。よって、第50号議案は賛成多数をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第51号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**下村委員長** 全員挙手であります。よって、第51号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第52号職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**下村委員長** 全員挙手であります。よって、第52号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第53号高知県職員等こころざし特例基金条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**下村委員長** 全員挙手であります。よって、第53号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第54号高知県統計調査条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**下村委員長** 全員挙手であります。よって、第54号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第58号高知県青少年保護育成条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**下村委員長** 全員挙手であります。よって、第58号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第64号警察職員の服務の宣誓に関する条例及び公安委員会委員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**下村委員長** 全員挙手であります。よって、第64号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第65号高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**下村委員長** 全員挙手であります。よって、第65号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第68号包括外部監査契約の締結に関する議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**下村委員長** 全員挙手であります。よって、第68号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第70号(新)安芸中学校・高等学校体育館新築主体工事請負契約の締結に関する議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**下村委員長** 全員挙手であります。よって、第70号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第72号令和4年度高知県一般会計補正予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**下村委員長** 全員挙手であります。よって、第72号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、報第1号令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告を原案どおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎下村委員長 全員挙手であります。よって、報第1号議案は全会一致をもって原案どおり承認することに決しました。

次に、報第3号令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告を原案どおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎下村委員長 全員挙手であります。よって、報第3号議案は全会一致をもって原案どおり承認することに決しました。

それでは、執行部は退席願います。

(執行部退席)

◎下村委員長 次に、意見書を議題といたします。

意見書(案)2件が提出されております。

まず、憲法改正の実現に向けた国会審議の促進を求める意見書(案)が自由民主党、一燈立志の会から提出されておりますので、お手元に配付してあります。

意見書(案)の朗読は省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

◎下村委員長 それでは、御意見をどうぞ。

小休にいたします。

(小休)

◎ この文面の中で、幾つか疑問点があるんです。そういう疑問点がある中で、国会審議で促進するというは無理ではないかという思いがしています。例えば、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重の三原則は今後も堅持されるべきというふうに言われていますけども、自民党案の第9条改定の部分でいけば、この平和主義がもうないがしろにされるような内容になっています。例えば戦力の不保持とか交戦権の否認とか、そういうものが9条の中でありますので、そういった意味では平和主義そのものを堅持すると言いながらそうならない改正案の中身であるとか、あるいは、感染症対応とか大規模災害対応について対応せないかん、そういう意味では、現行憲法が施行された当時には想定されていなかった課題というふうにありますけども、ただ、確かに感染症対応とか大規模災害対応という文言での議論はされていませんけども、最も有事の際の戦時または事変の際にということにおいて、昭和21年7月15日の帝国憲法改正案委員会で議論がされています。議論された上で、緊急事態条項は現行憲法制定時には制定しないということになっていますので、そういう有事の際においても、この緊急事態条項というのは制定しないということで議論はされていますので、過去の経過からいっても、ここの文言はいかがかなとか。ある

いは、国民投票法が成立したので、憲法審査会が設置されて憲法改正に向けた制度が整備されたというふうになっていますが、ただ、国民投票法の成立の際にも、参議院の附帯決議がされておりまして、それらの附帯決議についてきちんと解決されてないままに、国民投票がされるということに対する懸念もありますので、そういったところについては、この意見書の案の中ではどういうふうな認識のもとに、こういう内容になっているのかというのが分かれば教えていただきたいなど。提出会派のほうから御説明いただいたら。

- ◎ 大分考え方にずれがありそうで、なかなか文言修正ぐらいで終わらんから。
- ◎ 文言修正にはなりませんね。
- ◎ そしたら、その内容的には後でまた話しましょう。
- ◎ 文言修正するためということじゃなくて、説明していただけたらありがたいなということ。
- ◎ 不一致は不一致ですね。

◎**下村委員長** 正場に復します。

それでは、意見の一致を見ませんので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻したいと思います。

それでは次に、消費税のインボイス制度の実施延期を求める意見書（案）が日本共産党、県民の会から提出されておりますのでお手元に配付してあります。

意見書（案）の朗読は省略したいと思いますので、よろしいでしょうか。

（異議なし）

◎**下村委員長** それでは、御意見をどうぞ。

小休にいたします。

（小休）

◎ こちらの意見書については、政府与党としては、事業者団体とも連携して経営相談などの体制強化やIT導入補助金などによる中小事業者の取引のデジタル化支援ですとか、持続化補助金による小規模事業者への支援などを行っておりまして、何より令和4年度の税制改正大綱において円滑な制度移行に向けて政府与党は一体となって税の対応を進めておりまして、ということで反対で。

◎ 商工会議所なんかも、コロナ禍の下でこれはちょっと今やるべきではないという中身なんかも出しているんですけどね。

◎ これはもう不一致でお願いします。

◎下村委員長 正場に復します。

本意見書も意見の一致を見ませんので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻したいと思います。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、17日の委員会は休会といたしまして、18日金曜日の午前10時から委員長報告の取りまとめ等を行いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

これで本日の委員会を閉会いたします。

(13時55分閉会)